

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700032号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700102号

第1 結論

請求期間について、請求者のA局(現在は、B局)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年1月1日から平成11年1月1日まで

私は、平成10年1月1日から平成11年1月1日までの期間及び平成15年1月1日から平成16年1月1日までの期間において、C事業所で代替職員として勤務していた。しかしながら、1回目に代替職員として勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B局から提出された人事記録により、請求者は、請求期間のうち、平成10年1月1日から同年6月26日までの期間及び同年7月6日から平成11年1月1日までの期間において、勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は給与明細書等の資料を保有しておらず、B局も、賃金台帳等の資料を保有していないことから、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者の配偶者が加入しているD健康保険組合の担当者は、請求者は、平成2年3月1日から平成15年1月6日までの期間において、配偶者の被扶養者である旨陳述している上、オンライン記録により、請求者は請求期間を含め、平成2年3月1日から平成15年1月1日までの期間において、国民年金第3号被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。